

2 林国経第44号
令和2年8月3日

各森林管理局長 殿

林野庁国有林野部長

「国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について」の運用について

国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（令和2年4月1日付け元林国経第174号林野庁長官通知。以下「指定通知」という。）第3に基づき、その運用に関し必要な事項を以下のとおり定めたので、通知する。

（担当：国有林野部経営企画課連携事業推進担当）

第1 樹木採取区の指定を行う森林の条件

指定通知第1の1(2)イ(エ)における過去の国有林材の伐採実績は、原則として、樹木採取区が所在する森林計画区における地域管理経営計画の前計画の計画期間中の国有林材の伐採実績とする。

また、伐採計画量は、当該樹木採取区に係る樹木採取権の存続期間の開始日を計画期間に含む地域管理経営計画の伐採計画量とする。

第2 樹木採取区の指定の手続

1 候補地の調査の報告

(1) 候補地の調査

森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長（以下単に「森林管理署長」という。）は、指定通知第1の3(1)の候補地の調査に当たっては、森林資源の状況について確認を行うとともに、伐採、搬出等の樹木採取権に係る事業に支障がないかを確認し、必要に応じ写真記録を行うこと。また、指定通知別紙様式第4号の作成に当たり現地確認が必要な場合は、この際に併せて行うこと。

(2) 報告

森林管理署長は、(1)の調査結果を踏まえ、指定通知第1の1(2)ウ及びエに照らして問題がないかを確認した上で、指定通知第1の3(1)イの報告を行うこと。この場合において、樹木採取区に含めることが適当ではない箇所があった場合は、「樹木採取区の候補地に対する意見」としてその旨記載すること。

また、森林管理署長は、指定通知第1の3(7)の樹木採取区内又は樹木採取区近接地に権利を有する者等事業実行上調整が必要と想定される者が存在する場合には、当該者について必要に応じて報告すること。

2 公告縦覧等

(1) 樹木採取区の名称

公告縦覧後は、いかなる場合であっても樹木採取区の名称を変更しないこと。

(2) 森林資源の状況

法第8条の7の公募（以下単に「公募」という。）の際に示す森林資源等状況一覧表に項目を追加することが想定される場合には、公告縦覧及び樹木採取区の指定の公示の際に示す森林資源等状況一覧表にも当該項目を追加するよう努めること。

(3) その他参考となるべき事項

指定通知第1の3(3)キの「その他参考になるべき事項」については、民間事業者の経営判断に資するよう公表する資料を検討すること。この場合において、航空写真又は衛星画像を含まない指定通知第1の3(3)イの区域図で用いた5千分の1の縮尺の図面（基本図）については、民間事業者の作業用として公表すること。

3 民間事業者への情報提供等の対応

公告縦覧の期間中に、樹木採取権の設定の申請を希望する者から現地踏査を行いたい旨の要望があった場合は、林道の状況を伝えるなど可能な限り対応すること。

また、公告縦覧した資料以外の追加資料の提供の要望があった場合には、可能な範囲で資料の提供を行うこと。資料を提供した場合には、他の事業者との公平性の観点から、森林管理局ホームページにおいて当該資料を公表すること。

4 樹木採取区内及び樹木採取区近接地に権利を有する者等への説明及び調整

森林管理局長は、説明又は調整が必要と判断した場合は、森林管理署長に指示すること等により説明又は調整を行うこと。

第3 自然災害、樹木採取権の取消し等が生じた場合の樹木採取区の取扱い

1 樹木採取権の設定前

森林管理局長は、樹木採取区として指定することを予定する国有林野の区域又は樹木採取区において、自然災害等により樹木を採取することができない箇所が発生したときは、当該箇所の規模等を勘案し、以下に定める場合に応じて当該各場合の定めるところにより対応すること。

(1) 自然災害等が公告縦覧の開始から樹木採取区の指定までに発生した場合

森林管理局長は、当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当分の間樹木採取権に係る事業を行えない等、樹木採取区の指定を行うことが適当でないと判断したときにあつては樹木採取区の指定に係る手続を取りやめ、理由とともにその旨について公告縦覧を行うとともに意見聴取又は協議を行った地方環境事務所長、都道府県知事、市町村長及び学識経験者に通知し、引き続き樹木採取区の指定に係る手続を行うことが適当であると判断したときにあつては当該箇所を除外して樹木採取区の指定に係る手続を行い、樹木採取区の指定の公示において、当該箇所を除外した理由を示すこと。

(2) 自然災害等が樹木採取区の指定から公募の開始までに発生した場合

森林管理局長は、当初想定していた規模の樹木採取権に係る事業が行えない、当分の間樹木採取権に係る事業を行えない等、公募を開始することが適当でないと判断したときにあつては、樹木採取区の指定を解除し、公募を開始することが適当であると判断したときにあつては法第8条の6第2項に基づき、当該箇所を樹木採取区から除外する樹木採取区の変更を行うこと。

2 樹木採取権の設定後

樹木採取権の設定後に樹木採取権の全部の取消し又は放棄が発生し、当該樹木採取権に係る登録記録が閉鎖された場合であつて、当該樹木採取区の現況が指定通知第1の1の基準を満たすものであり、当該樹木採取区について改めて公募を行おうとするときは、当該樹木採取区の指定を解除する必要はない。

第4 区域の増加に係る樹木採取区の変更

公募の開始前に樹木採取区の区域の増加に係る樹木採取区の変更を行うときは、指定通知第1の3（2）から（5）までに準じた手続を行うこと。

第5 その他

このほか、樹木採取区の指定に関し必要な事項については、別に定めるところによるものとする。